

# 富士市スポーツ施設における身体等に障がいのある利用者の利用料減免について

平成26年5月27日

富士市立体育館の設置及び管理に関する条例及び同施行規則並びに都市公園運動施設条例及び同施行規則（以下「条例等」という。）に規定される施設の内、有料運動施設において、身体障害者手帳、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級及び同 2 級（以下「障害者手帳」という。）より、施設利用に係る利用料の減免希望があった場合の減免措置は、以下のとおりとする。

1. 施設利用料の減免を受けたい障害者等から交付された障害者手帳等の提示を受けること。
2. 条例等に個人が利用する利用料が規定されているときには、当該身体障害者等及び付添者 1 名について該当する利用料の  $1/2$ （半額）を減免する。  
また、条例等に定められた附帯設備、器具の利用料も同様に減免する。  
この項により利用料が減免される場合は条例等に定められた体育館利用料金減免申請書又は施設料金減免申請書（以下「減免申請書」という。）の提出は不要とする。
3. 条例等で定められた前項以外の利用料については当該利用に係る身体障害者等の利用者数の割合により別表 1 のとおりに減免する。  
また、条例等に定められた附帯設備、器具の利用料も同様に減免する。  
なお、この項により利用料を減免する場合は、減免申請書を提出することとする。  
全利用者数の内、身体障害者等の割合が  $1/3$ （33.3%）未満の場合は当該利用にかかる利用責任者等と別途協議する。
4. 減免後の利用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
5. 条例等に定められた回数利用券及びプリペイドカード（以下「回数券等」という。）は二重の減免となるため減免しない。  
また、減免利用料金を対象とした回数券等も二重の減免となることからこれを発行しない。

別表 1

全利用者数の内、障害者等の割合	減免割合	摘要
$1/3$ （33.3%）未満	別途協議	
$1/3$ （33.3%）以上 $1/2$ （50.0%）未満	$1/6$ （16.6%）	
$1/2$ （50.0%）以上 $2/3$ （66.6%）未満	$1/4$ （25.0%）	
$2/3$ （66.6%）以上 $3/4$ （75.0%）未満	$1/3$ （33.3%）	
$3/4$ （75.0%）以上 $1/1$ （100.0%）未満	$3/8$ （37.5%）	
利用者全員（ $1/1$ ）が障害者等の場合	$1/2$ （50.0%）	

※全利用者が 10 人以上の場合には利用者の内訳を別途協議する。

※介助、審判等のため障害者以外の者も施設に入場等する場合は別途協議する。

※身体障害者等の利用者が 2 名以上の場合の手帳確認は利用承認申請時に利用責任者と協議する。